

長浜市ふるさと寄附推進事業業務プロポーザル実施要領

1. 目的

長浜市（以下「市」という。）は、「住むとこ一番、長浜二番」というキャッチコピーを掲げ、ふるさと納税を通じて寄附していただいた方とのご縁を大切に、関係人口や長浜ファンの拡大を図るために、ふるさと寄附の募集に取り組んでいる。

長浜ファン増加のためには、返礼品および返礼品の寄附者に訴求する内容（タイトルおよび写真、紹介文等、主にインターネット上での掲載内容）の充実等により、市の地場産品や市で過ごす体験の魅力を発信することが必要である。

こうした返礼品の開発、プロモーション等、さらなるふるさと寄附事業の推進にあたり、民間事業者が有する専門的な知見および企画力等を活かすとともに、返礼品の受発注、寄附管理、事業者および寄附者への対応について、円滑かつ効果的・効率的に進められるよう、ふるさと寄附推進業務を委託する。

本要領は、「長浜市ふるさと寄附推進事業業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 長浜市ふるさと寄附推進事業業務
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和9年9月30日まで（長期継続契約）
ただし、運用開始予定日は令和6年10月1日とする。

3. 見積上限額

見積額の上限は、寄附金額の6%（消費税および地方消費税相当額を含む）とする。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

5. 日程

公募開始	令和6年5月14日（火）
質疑受付締切	令和6年5月21日（火）正午まで
質疑に対する回答（HPに掲載）	令和6年5月24日（金）予定
参加申込書の提出期限	令和6年6月5日（水）午後5時まで
参加資格審査結果の通知	令和6年6月10日（月）
企画・技術提案書等の提出期限	令和6年6月19日（水）午後5時まで
ヒアリング審査	令和6年6月27日（木）
選定結果通知	令和6年7月上旬
契約締結	令和6年7月下旬

6. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる事業者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 長浜市入札参加停止基準要綱（平成24年長浜市告示第213号）に基づく入札参加停止措置を現に受けていない、または、提案時において長浜市入札参加停止基準要綱の別表第1および別表第2の各号に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

7. 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式1）により、次の専用フォームにて提出すること

専用フォームURL：<https://logoform.jp/form/BJcW/570567>

※専用フォームによる提出後に、必ず電話にて担当課の受信が完了したことを確認すること。

※電話または口頭による質問は受け付けないこととする。

(2) 提出期限

令和6年5月21日（火）正午まで

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年5月24日（金）頃までに市ホームページに掲載する。
なお、質問者の名称等は公表しない。

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書および長浜市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を電子申請システム（LoGoフォーム）により、データで提出すること。

	提出物	備考
①	参加申込書	様式2
②	事業者概要書	様式3
③	業務実施体制表	任意様式
④	使用を予定する寄附管理システムの仕様書	任意様式
⑤	【法人】 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書（発行後3か月を超えないもの）
⑥	【個人】 身分証明書	
⑦	【法人】 国税（法人税、消費税および地方消費税）、都道府県税（法人事業税および法人都道府県民税）および市町村税の納税証明書（納期限が到来しているものの滞納がないことが確認できること。）	申告している税務署が発行する納税証明書（直近の年度のものであって、かつ、発行後3か月を超えないもの）
⑧	【個人】 国税（所得税、消費税および地方消費税）、都道府県税（個人事業税）および市町村税の納税証明書（納期限が到来しているものの滞納がないことが確認できること。）	申告している税務署が発行する納税証明書（直近の年度のものであって、かつ、発行後3か月を超えないもの）
⑨	ISMS 認証（ISO27001）取得企業またはプライバシーマーク取得企業の場合、それらが分かる書類（例：認証書の写し等）	※取得企業のみ

(2) 提出期限

令和6年6月5日（水）午後5時まで

(3) 提出方法

次の専用フォームにて提出すること。

専用フォームURL：https://logoform.jp/form/BJcW/570850

※専用フォームによる提出後に、必ず電話にて担当課の受信が完了したことを確認すること。

(4) 参加資格審査結果の通知

令和6年6月10日（月）に、参加申込のあったすべての者に参加資格審査結果を電子メールにて通知する。

9. 企画・技術提案書作成方法

(1) 提出書類

参加資格審査確認結果通知書により提案者として認められた者は、実施要領、仕様書および長浜市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

	提出物	備考	提出部数
①	企画・技術提案書※	任意様式	9部 正本1部 副本8部
②	事業実施工程表	任意様式	
③	価格見積書	任意様式	
④	会社概要	任意様式(パンフレット可)	

※注意事項

- ・ A4版、文字フォントは10.5ポイント以上とすること。
- ・ 事業者が特定できる情報（社名、ロゴ等）を含まないように配慮すること。
- ・ 図示、着色は自由とする。
- ・ 仕様書の各項目について記載すること。
- ・ 個人情報の取扱について記載すること。
- ・ 受託者が制作し、業務を行う上で生じた著作権の取り扱いについて記載すること。

(2) 提出期限

令和6年6月19日（水）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

郵送（書留郵便に限る。）または持参にて提出すること。

郵送の場合、郵便事故等により提出期限までに提出先へ到達しなかった場合であっても、市は責任を負わない。

(4) 提出先

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町632番地（長浜市役所本庁4階）

宛先：『長浜市未来創造部未来こども若者局未来こども若者課』

(5) 企画提案に係るヒアリング審査

令和6年6月27日（木）に、提案の内容についてのヒアリング審査を行う。詳細な日時、場所については、個別に別途通知する。

ア プレゼンテーションソフト（Power Point等）資料や映像資料等の資料を使用することも可とするが、企画提案書に記載の内容と整合が取れているものに限るものとし、事業者名が特定できる情報を含めないよう配慮すること。

- イ プレゼンテーションに要する機材は提案者がすべて準備するものとするが、投影するための65インチモニター（HDMI端子による接続）については市で準備するため、使用を希望する場合は、事前に申し出ること。
- ウ プレゼンテーションは、1者あたり3名までの参加とし、提案説明は、本業務の責任者または主担当者が行うものとする。
- エ ヒアリング審査は1者あたり、概ね30分程度（提案説明20分および質疑応答10分）を予定する。

10. 審査方法

本要領および仕様書等に基づき提出された企画・技術提案書等について、長浜市ふるさと寄附推進事業業務プロポーザル選定委員会が、下記の【審査基準および配点】に基づいて評価する。

【審査基準および配点】

	評価項目	評価の視点	配点
組織評価	① 業務執行技術力	当該業務を遂行するために必要な知識・他の自治体での業務実績を有しているか	10
	② 実施体制	業務を適切かつ円滑に遂行できる業務体制となっているか	10
	③ 情報セキュリティ	個人情報の取扱いをはじめとした情報セキュリティについて、適切な対策が講じられているか。	10
提案内容評価	④ 提案事項を実施するにあたっての取組方針	具体的な寄附件数・寄附額の目標値が設定され、実現可能な戦略が描かれているか	10
	⑤ 業務の実施手続き	契約締結日の翌日から寄附受付開始までに、確実な運用開始が見込めるようなスケジュールを提示できているか	10
	⑥ 発展性	積極的かつ戦略的に新規返礼品および新規事業者を増やす取り組み、効果的なプロモーション手法等により、寄附金額の増加や地場産業の振興に寄与するものとなっているか	30
	⑦ 独自提案	仕様書に示された事項以外に、独自提案が含まれているか（寄附金額の増加、委託者の業務効率化・業務軽減・経費削減につながる方策など）	20
	⑧ 機能評価	提供される寄附管理システムは、市が必要とする機能を有しているか	10
	⑨ サポート体制	寄附者、返礼品事業者等からの問合せや苦情処理のほか、運用相談を含めた適切なサポート体制がなされているか	10

	⑩ 配送管理	返礼品の配送管理や返礼品提供事業者との連携・支援について、適切な体制がなされているか	10
	⑪ 著作権	受託者が制作し、業務を行う上で生じた著作権の取り扱いについて、本業務の見直しが行われた際は、他事業者に対して適切な業務の引継ぎが実施可能か	10
	⑫ 取組姿勢	説明に説得力があり、積極的に取り組む意欲を感じられるか	10
事業費評価	⑬ 価格見積書の内容	(1 - <参加者の見積委託料率> / <見積限度委託料率：6%>) × <事業費評価に係る得点配分>	50
	合 計		200

- ・ 評価点が同点の場合には、事業費がより安価な者を受託候補者として選定する。事業費も同額の場合は、提案内容評価が高い者を受託候補者として選定する。いずれも同点の場合は、再度各委員から意見を聞き、順位を決定する。
- ・ 審査員の採点の平均点が、事業費評価を除く150点のうち、6割にあたる90点に満たない者は、受託候補者に選定しない。
- ・ 受託候補者が期日までに契約に応じない場合は、次点の者と契約を行う。
- ・ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。
- ・ 選定委員会の会議は非公開とする。

1 1. 審査結果

- (1) 通知方法 ヒアリング審査を受けた全ての者に書面にて通知する。
- (2) 通知時期 令和6年7月上旬（予定）

1 2. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替えおよび追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画・技術提案書の提出は1者につき1案とする。

1 3. 情報公開および提供

市は、提案者から提出された企画・技術提案書等について、長浜市情報公開条例（平成18年長浜市条例第17号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

14. その他

(1) 言語および通貨単位

手続において使用する言語および通貨単位は、日本語および日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成および提出に係る費用など、必要な経費は全て提案者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止または取り消すことがある。

なお、この場合においても、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできないものとする。

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後または企画・技術提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式4）を担当課あてに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ ヒアリング審査に正当な理由なく欠席した場合

カ 価格見積書の委託料率が、見積上限額を超過した場合

キ 事業費評価を除く平均点が、90点に満たない場合

ク 仕様書の内容を満たしていない場合

(5) 著作権等の権利

企画・技術提案書等の著作権は、当該企画・技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画・技術提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記または転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案内容の変更

事業の実施に際しては、受託候補者と市が業務委託内容の詳細を別途協議、調整のうえ、提案内容の一部を変更して契約する場合がある。

(7) 異議申し立て

提案者は、本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

15. 問い合わせ先

長浜市未来創造部未来こども若者局未来こども若者課

担当者：小川、狩野、堀井

滋賀県長浜市八幡東町632番地

電話番号 0749-65-6371

FAX番号 0749-65-4006

E-mail mirai-kodomo@city.nagahama.lg.jp